

(2013.05) 降雪による屋根の修理費「火災保険」で可能

今年の冬は大変寒い日が続き、成人の日は大雪となりました。いつもなら二、三日で溶ける雪ですが、寒い日が続き、一週間以上も溶けず、氷になって屋根に残っていました。

この雪（氷）に関しての相談がありました。

Yさんより「となりのマンションに積もった雪が凍り、家の屋根に落ちてきて屋根が壊れ、修理に20万円以上かかりました」マンションの管理会社に連絡し現場を見てもらい請求しましたが「これは自然災害ですね、マンション側に賠償の責任はありません」との回答でした。「なんとかならないでしょうか」と相談にみえられました。

不動産会社を経営するKさんに聞いたところ「自然災害」であり、損害賠償請求はできません。ただし火災保険に入っていれば「火災保険で補償されます」とのことでした。

さっそく、Yさんは火災保険会社に連絡し、屋根修理の見積書と壊れた屋根の写真等を保険会社に送り、保険会社の現場確認などを実施し、屋根の修理代全額が火災保険から支払われ喜ばれました。

火災保険で補償される事

私はいままで「火災保険から保険が支払われるのは火災だけ」だと思っていました。

私の入っている火災保険の約款を読むと（約款に目を通すことなど初めてです）火災共済の約款の最初に「風水害等給付金付火災共済」とあり、「風水害」というのが自然災害に該当するとのことでした。

約款に風水害等共済金

- ①、風水害等による住宅の損壊による損害額が10万円を超える場合。
- ②、住宅が床上浸水を被った場合。
- ③、風呂の空焚きによる風呂釜、浴槽が使用不能になった時の見舞金。
- ④、漏水見舞費用共済金。

第三者の所有する住宅または家財に水濡れが損害が生じ、かつ共済契約関係者が事故の費用で第三者に見舞金を支払った場合、一回50万円を限度または共済金額の20%のいずれか少ない額が支払われる（鉄筋コンクリート住宅のみ）

火災保険は火災だけではなくいろんなトラブルにも対応出来ることを学びました。皆さん保険の約款を一度読んでみたらいかがですか。